

# 《 主な事業実施例 》

# 群馬県小規模農村整備事業



用排水施設整備(排水路の整備)



農作業道整備(農作業道の改良)



区画整理(水田の区画整理)



農地防災整備(ため池の護岸整備)



集落道路整備(農村集落の生活用道路の改良)



地域用水整備(親水施設の整備)



生態系保全整備(魚道の改修)



鳥獣被害防止施設整備(電気柵等の整備)



## < お問い合わせ先 >

中部農業事務所農村整備課  
前橋市上細井町2142-1 TEL:027-233-0501

中部農業事務所渋川農村整備センター  
渋川市金井395 TEL:0279-22-4040

西部農業事務所農村整備課  
高崎市台町4-3 TEL:027-322-5697

吾妻農業事務所農村整備課  
吾妻郡中之条町大字中之条町664 TEL:0279-75-7006

利根沼田農業事務所農村整備課  
沼田市薄根町4412 TEL:0278-23-0377

東部農業事務所農村整備課  
太田市西本町60-27 TEL:0276-31-8384

東部農業事務所館林農村整備センター  
館林市仲町11-10 TEL:0276-72-2855

群馬県庁農政部農村整備課  
前橋市大手町1-1-1 TEL:027-226-3154



■この事業は、一部に宝くじの収益金を活用しています。

群馬県農政部農村整備課

## ○小規模農村整備事業とは

市町村等が実施する、「働きやすい農地等生産基盤の整備」や「暮らしやすい農村づくりのための生活環境整備」、「鳥獣被害防止施設の整備」、「水田貯留機能向上の整備」など、**農村地域の多様なニーズに対応したきめ細やかな整備を県が補助する県単独事業**です。

本事業では、国庫補助事業の実施要件に満たないが、地域要望の強い小規模な整備を支援します。

## ○事業の種類及び内容

### 農業生産基盤保全整備

ほ場、農業用排水施設、農作業道、農地・農業用施設保全等の農業生産基盤を保全・整備する事業であって、地域農業の維持及び振興を図ります。

工種例) 用排水施設整備、区画整理、農作業道整備、暗渠排水、農地防災整備等



### 農村地域保全整備

農村環境整備、地域活性化施設整備、災害復旧等の安全で災害に強い農村づくりや農村の生活環境を改善する事業であって、農村の集落機能の維持及び強化を図ります。

工種例) 集落排水整備、集落道路整備、集落環境整備、地域用水整備、生態系保全整備、災害復旧、活性化施設整備、環境保全対策調査等



### 特別対策

鳥獣被害防止施設、田んぼダム等を整備する事業であって、地域農業が抱える課題解決に加え、防災・減災対策を図ります。

工種例) 鳥獣被害防止施設、畦畔補強・補修、排水口整備等



※実施事例は、背表紙にもあります

## ○事業種類と県補助率

事業の種類	県補助率 <sup>注1)</sup>	特別地域 <sup>注2)</sup>	事業の実施要件	
一般型：市町村、土地改良区等が行う事業				
農業生産基盤保全整備 令和8年度拡充内容	下記を除くもの	40%(35%)	+5%	受益戸数2戸以上であること。 受益面積の合計が5ha未満であること。 ただし、国庫補助事業での採択が困難な地区はこの限りではない。
	農地集積促進	50%(45%)	+5%	事業完了3年後までに、担い手等への農地利用集積率が10%以上増加することが確実に見込まれること。
	環境負荷低減・資源循環型	50%(45%)	+5%	事業完了3年後までに、環境負荷低減・資源循環型農業に取り組む農業者が5%以上増加することが確実に見込まれること。
	環境負荷低減・資源循環型+農地集積促進	60%(55%)	+5%	農地集積促進と環境負荷低減・資源循環型の双方の要件を満たすこと。
農村地域保全整備	下記を除くもの	1/3(30%)	+5%	受益戸数2戸以上であること。
	災害復旧 農地	50%	-	暫定法に基づく異常な気象による災害において、国庫補助事業の災害復旧で対象とならないもの。
	災害復旧 農業用施設	65%	-	農業・農村の多面的機能の発揮・向上が必要な地域であること。
環境保全対策調査	50%	-		
特別対策	40%(35%)	+5%	受益戸数2戸以上であること。	

県民参加型：県民が行う事業であって、市町村長が補助する事業

上記の一般型の各事業に準ずる	50%	-	県民参加による直営施工を実施するもの。
----------------	-----	---	---------------------

注1) 県補助率の( )は、事業主体が市町村で、財政力指数が0.75以上(各年度別提示)の場合に適用する。ただし、区画整理、災害復旧、環境保全対策調査及び県民参加型は対象外とする。  
注2) 特別地域は補助率5%上乗せとする。ただし、環境保全対策調査、災害復旧及び県民参加型は対象外とする。

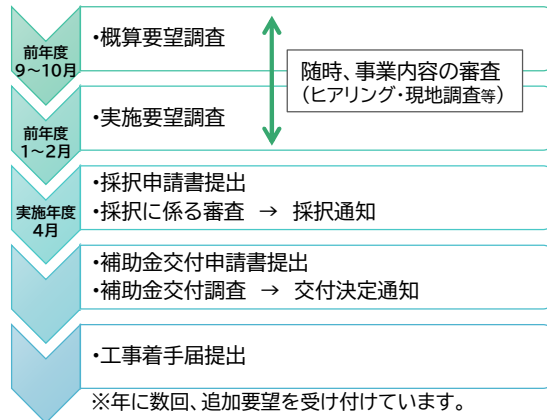
## ○事業費について

※特別地域・・・①豪雪地帯 ②特別豪雪地帯 ③過疎地域 ④振興山村 ⑤特定農山村地域 ⑥関係農業集落の林野率が50%以上であり、かつ主傾斜が概ね1/100以上の農用地面積が当該地域の全農用地面積の50%以上を占める地域

事業費	事業主体		特記事項
	市町村	市町村以外	
上限	30,000千円以下/地区		・災害復旧事業は400千円未満/箇所
下限	2,000千円以上/地区	500千円以上/地区	・災害復旧事業は130千円以上/箇所 ・県民参加型、環境保全対策調査は下限を設けない

➤ 事業費の上限または下限は、複数年の工期を採用する地区については各年度毎の事業費とする。

## ○事業実施への手続き



## ○事業実施期間について

事業の実施期間は、原則として単年度とします。ただし、やむを得ない理由がある地区については3か年まで、換地処分を伴う事業については5か年までとすることができます。

事業内容のお問い合わせやご相談は、お近くの各農業事務所農村整備課・農村整備センターまで

